

第5章 計画の推進体制

1 各関係機関・団体等の施策の実施

計画に基づき、各関係機関・団体等がそれぞれに役割を担い、計画に掲げる施策を主体的かつ積極的に実施し、また、効率的、効果的に互いに連携協力して取り組んでいくことにより、総合的な自殺対策を推進していきます。

2 自殺対策連絡会議等の役割

計画に基づく施策を総合的かつ効率的に推進するため、千葉県自殺対策連絡会議を中心として、関係機関・団体等の相互の緊密な連携・協力を図るとともに、必要に応じて施策相互間の調整を図ります。

3 市町村における連携・協力の確保

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係していることから、自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の実情に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。

このため、各市町村が自殺対策のネットワークを構築し、地域の実情に応じた自殺対策を推進していくよう支援していくことが必要です。

4 自殺対策のP D C Aサイクルの推進

千葉県自殺対策連絡会議において、本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた計画の見直しを実施していきます。